

江戸時代初期の成羽の町屋地区

——とくに古町の形成時期をめぐって——

渡邊秀一*

I. はじめに

近世城下町の歴史地理学研究が極度に沈滞している中で、藤岡謙二郎や矢守一彦らが陣屋町とよんだ無城主の小城下町に関する研究は、1990年代に入ってゆっくりと、しかし着実に成果を積み重ねてきた¹⁾。小城下町研究の進行はある意味で既往の近世城下町研究に対する批判を含んでいるが、小城下町研究がそれを自覚しているとは言い難く、その結果として小城下町研究の課題²⁾がどこにあるか、十分にしぼり切れていない。この点について筆者は、既往の小城下町研究と近世城下町研究の関係を整理し、今後的小城下町研究の展開を考える上でも町屋地区の実態を検討することが必要であることを指摘し、そのうえで備中国川上郡成羽（交替寄合衆山崎氏5000石、1658～1871年、1868年に高直しにより立藩、12,746石）を事例に陣屋・武家屋敷地区と古町を含む町屋地区について、それぞれの構造と両地区の集落構造上の関係を考察した。その中で、村方であるにも関わらず、成羽村古町が舟運機能によって本来の町屋地区である新町・本町と機能的に密接なつながりをもち、藩から「町」と認識され、集落計画の点でも、城下町の一部に組み込まれていた可能性が高い

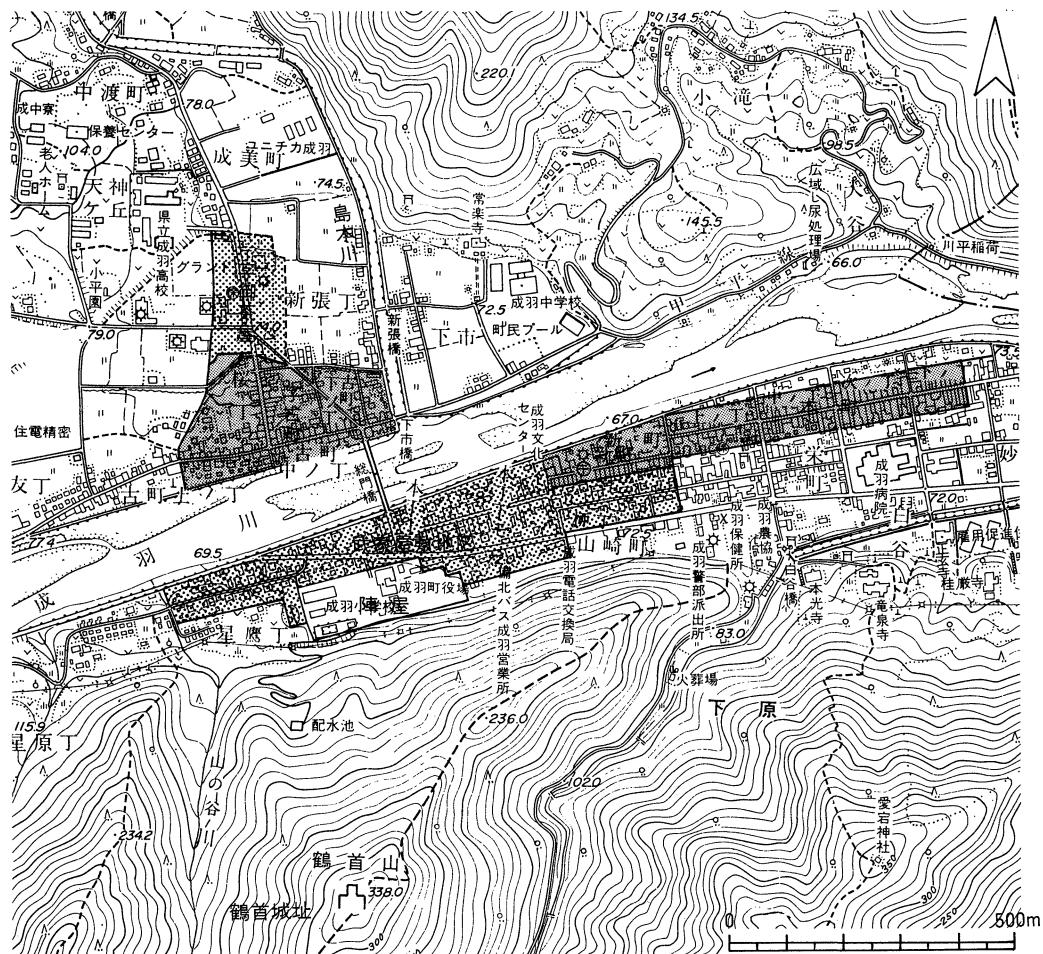
いことを報告した³⁾（第1図）。

古町については、その実態が不明であるだけでなく、なお検討を要する問題点が幾つか残されている。その一つが、成羽村古町の成立時期である。古町は、鶴首城を拠点として成羽地域を1533年以降に支配した三村氏の居館を中心に河港機能と常楽寺（西之坊）の門前町的性格をあわせもつ市町に始まり、江戸時代に入ても成羽城主山崎氏3万石（1617～1638）が旧三村氏居館に居所を定めたため、城下市町から近世城下町の町屋地区へと発展してきた、と考えられてきた⁴⁾。三村氏の居館は、地籍図の分析や小字分布、若干の遺構から、古町市街地の北に位置する字「御茶屋」に設けられていたことが既に定説化している⁵⁾

（第1図）。現在、成羽の主要市街地は、山崎氏が天草へ移封された後、水谷氏（1639～1642）と幕府支配を経て、交替寄合衆の山崎氏（1658～1871）が成羽川南岸に完成させた城下町（第1図）を母胎としているが、その南岸の城下町と古町との構造的関連性からみれば、古町の成立時期は、三村氏が居館を建設した時期にまでさかのぼるという従来の考えとは異なる結果になることも推測される。

また、古町と新城下町の構造的関連性が古町を含む城下町建設計画の存在を示唆しながら、古町は町方ではなく村方に属してい

* 敦賀短期大学講師



第1図 成羽における城下町と古町
(成羽町役場資料および『成羽町史 史料編』より作成)

た。行政単位としての町と実態としての町に不一致のみられることは、既に川越城下町の事例からも指摘されている⁶⁾。しかし、古町という呼称は、新城下町の町屋地区に先行して町屋地区が存在したことを暗示しており、町域外への町屋の拡大とは異なっている。村方に属する古町が実質的な「町」として扱われる特異な状況下にあったことが史料の上で確認できるのは1741（元文4）年以降のことであるが⁷⁾、こうした状況が生じた時期や背

景について記録した史料はない。そこで本稿では、江戸時代初期に成羽川北岸に大名居所を置いた成羽藩3万石の城下町について、浅野文庫蔵「諸国古城之図」収載の成羽図⁸⁾の検討から、古町の成立時期、および古町が「町」と認識されていた背景として、古町に「町」としての機能が付与された時期について明らかにしていきたい。

II. 「諸国古城之図」採録の成羽図

(1) 「諸国古城之図」の採録基準についての再検討

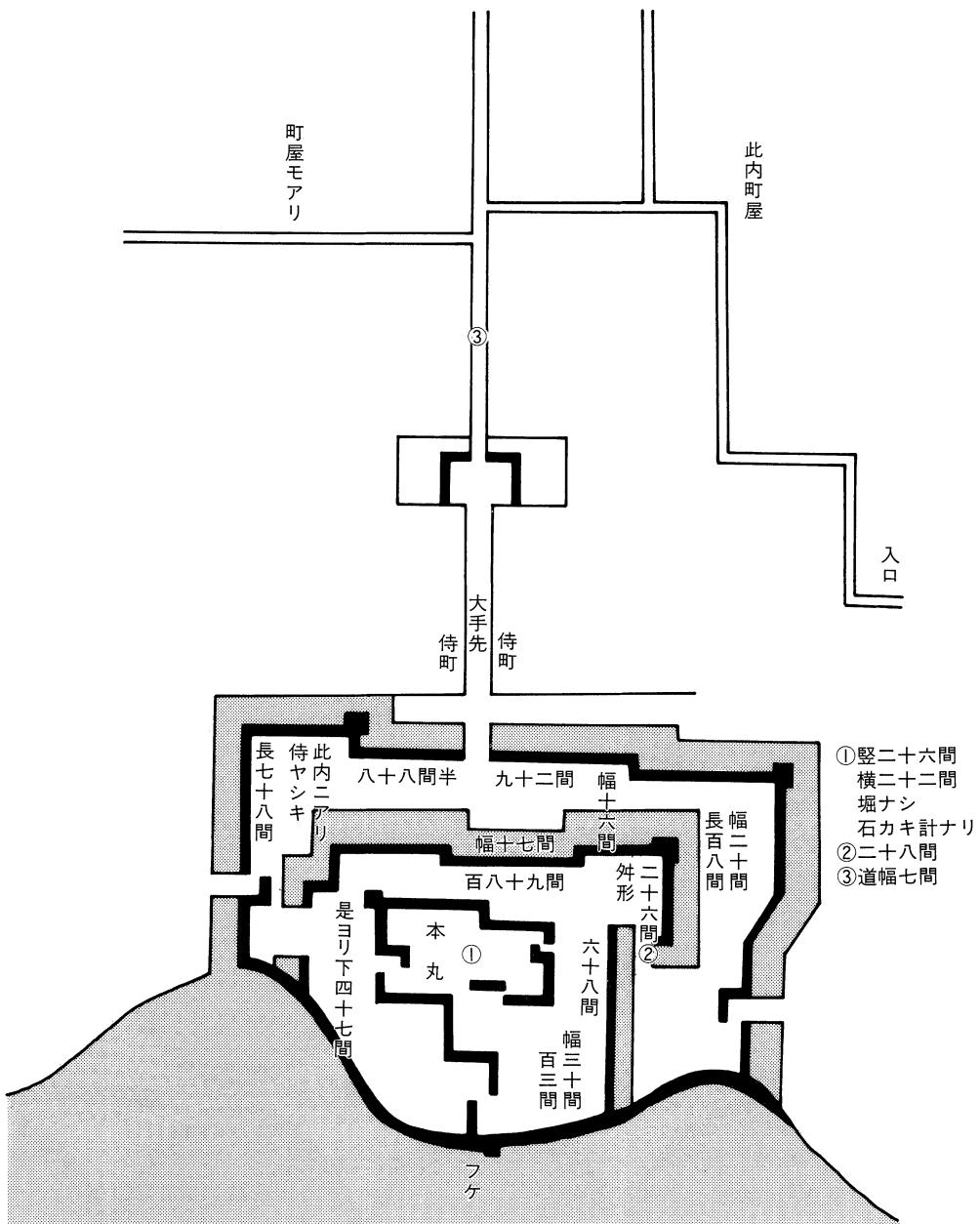
江戸初期の成羽における城下町の様子を窺い知ることのできる史料はほとんどないが、浅野文庫蔵「諸国古城之図」（以下、「古城之図」と省略）の中に、成羽の城郭・城下町図（第2図。以下では成羽図と仮称する）が収められている。矢守一彦は、「古城之図」の原本の成立時期を、これと対をなし「主図合結記」をベースにしたという「諸国当城之図」（以下、「当城之図」と省略）とともに、1683（天和3）年ごろと推定している⁹⁾。

「古城之図」に採録された成羽図について、出宮徳尚は、成羽川南岸にあった交替寄合衆山崎氏時代の陣屋と城下町を描いたとものとし、「本図に示す内容と規模は、石高から言えば城持大名に列せられてよい水谷氏の、采領に見合った城郭に準えた大陣屋の構築の構想を物語るものであろう¹⁰⁾。」と述べている。成羽図は、水谷氏の城下町構想を引き継いで、交替寄合衆の山崎氏が完成させた陣屋と城下町を描いたもの、という考え方である。また、矢守一彦は、大坂城や幕府直轄地の番城、支藩の支城、あるいは零細大名であっても、一国一城令の適用を免れて城郭として存続したものは「当城之図」に採録されたと述べた後、「古城之図」の採録基準を2点示した。第1は、原本成立期までに廃藩・廃城となっていたこと¹¹⁾、第2は、城主格大名であっても零細大名であっても、大名居所が陣屋づくりになっていること¹²⁾、である。1683年ごろに、大名居所が陣屋であった成羽は、「当城之図」ではなく、「古城之図」に収載され、その結果として成羽図に描かれた城下町は、交替寄合衆の山崎氏の居所であった陣屋と城下町を描いたものという結論を出した¹³⁾。

しかし、成羽図が水谷氏の城下町構想やそれを引き継いだ山崎氏の城下町を描いたものとは考えにくい。水谷氏が成羽川の流路を北へ変更して獲得した新城下町域は、成羽図の城下町計画を実施できるだけの広さがなく、また成羽の城下町プランと成羽図の城郭・城下町には、一致する部分が全く見いだせない（第1図）。新城下町の陣屋の一部は水谷氏が築造したもので¹⁴⁾、水谷氏の計画と山崎氏の新城下町の位置が大きく異なっていたとは思われないことから、成羽図は成羽川の南岸に建設された城下町とは別の城下町を描いたものと考えざるをえない。

成羽図が交替寄合衆山崎氏の城下町を描いたものでないならば、矢守一彦がその根拠とした採録基準の妥当性についても、疑問が生まれる。確かに、原本作成時期と推定される1683（天和3）年ごろの成羽の大名居所は、陣屋であった。しかし、それを「古城」と表現するのは、いかにも不自然である。矢守一彦が挙げた2つの採録基準のうち、第2の基準について再検討することが必要である。

矢守一彦は「古城之図」の採録基準を導き出すに当たって、蓬左文庫型「主図合結記」（以下、「主図合結記」と省略）と「当城之図」に採録された図とを比較し、「主図合結記」にあって、「当城之図」ではなく、「古城之図」に採録されているものとして館林・沼田・豊浦・下松・日田の5例を挙げ¹⁵⁾、採録基準2に該当するものとして、鹿沼・安中・黒羽根（黒羽）・高須・久居・綾部・山崎・豊浦・蓮池と成羽の10例挙げている¹⁶⁾。館林



第2図 浅野文庫蔵「諸国古城之図」採録の成羽図（トレース図）

(矢守一彦編『浅野文庫蔵 諸国古城之図』より作成)

注1. 原図は「フケ」を上、「町屋」を下に描いているが、便宜上図の上下をかえてある。

注2. 図中注記の異体字は通常の文字におきかえてある。

以下の5例のグループのうち、豊浦・下松の2例は原本成立時の大名居所という点からいえば採録基準2にも該当する。矢守一彦は豊浦をこれに含めているが、下松は入っていない。

豊浦（長門府中）は、元和一国一城令によって櫛崎城が破却されたあと、居所をその麓の陣屋に移した。矢守一彦は、豊浦図をこの陣屋と城下町を描いたものと考えたようである。しかし、豊浦図に描かれている陣屋と城郭（櫛崎城）とを比較すると、陣屋にはなんの注記もないのに対して、城郭部には「天守臺・本丸・二ノ丸¹⁷⁾」という注記が記入されている。このことから、この豊浦図は、陣屋よりも、廃城になった櫛崎城の描写に重点が置かれていることは明らかである。したがって、豊浦図は櫛崎古城の図として、「古城之図」に採録されたと思われる。「古城之図」には、原本作成時に大名居所が陣屋であっても、それ以前に廃城となった城郭を描いた図が、数多く含まれている。このことは、桑折・足助を例に挙げて、矢守一彦自身も認めている¹⁸⁾。豊浦図もそうした図の一つである。

この豊浦図と同様に、原本が成立したと考えられる1683年ごろに、大名居所が陣屋でありながら、陣屋図ではなく、城郭・城下町図になっているものが、採録基準2に該当する10例のグループの中にもある。鹿沼・高須がそれである¹⁹⁾。鹿沼は、1590（天正18）年の小田原北条氏の滅亡とともに焼き払われ、1649年内田氏が陣屋を構えて立藩するまで、城郭を中心に城下町を形成した歴史は認められない。したがって、鹿沼図には内田氏の陣屋は描かれておらず、内田氏の立藩以前の旧鹿沼城とその跡地の利用状況が示されてい

る²⁰⁾。また、高須は1691（元禄4）年までは徳永・小笠原両氏の城下町であったが、1700（元禄13）年に松平氏が、城郭ではなく陣屋づくりで立藩した。したがって、1691年の小笠原氏の移封後に、高須城は廃城になったと考えられる。「古城之図」に採録された高須図²¹⁾は、松平氏時代の高須ではなく、小笠原時代の高須²²⁾と酷似しており、高須城・高須城下町図であるといってよかろう。

しかし、少数ではあるが、原本作成時だけでなく、最初から大名居所が陣屋であった事例が「古城之図」には含まれている。それが、下松および綾部である。下松は1638年に毛利就隆の居所となったものの、1650年に徳山への居所移動のために放棄された。下松における居所も、移動先である徳山の居所も、ともに陣屋であった。また、綾部は1634年に下市場に陣屋と城下町が建設されたが、1650年の大火で焼失し、1651年から城地を上野に移して、陣屋と城下町の再建が行われた²³⁾。矢守一彦は、綾部図を上野の陣屋・城下町の図と判断したと思われるが²⁴⁾、綾部図の城下町の形態と上野の城下町の形態は全く異なっている。したがって、綾部図は、下市場の陣屋・城下町図と現時点ではみるべきであろう。

このように、豊浦図や鹿沼図・高須図は、原本作成時に大名居所が陣屋であったことが「古城之図」に採録された理由であったとは思われず、また下松図と綾部図は無城主大名の陣屋を中心とした城下町であったために採録されたのでもないと考えられる以上、大名居所の違いは採録基準とは全く無関係であったと思われる。矢守一彦は、1960年代の中島義一による「一万石大名の城下町」研究に對して、厳しい批判を繰り返したが²⁵⁾、そ

した議論を「古城之図」の採録基準にまでもち込んだのは、誤りであったといわなければならない。

数例を検討しただけだが²⁶⁾、以上の結果と矢守一彦の検討の成果をもとに、「古城之図」に採録された図を大きく分類してみると、①原本作成期と推定される1683（天和3）年ごろ以前に廃藩・廃城になり、同時期までに再建されることがなかった城郭・城下町の図、②1683（天和3）年ころ大名居所ではあったが、それ以前に廃藩・廃城になった城郭・城下町の図、③廃藩・廃城ではなく、火災等の事情により居所を移動した大名の旧居所・旧城下町の図、に分けることができる。①～③のどの場合も、原本作成時期までに廃城・廃藩やその他の事情によって荒廃した城郭（陣屋）と城下町の状況を描いたものと考えられ、「古城之図」は、その題目が示すとおりの図として理解する方が妥当のようである。

(2) 成羽図の成羽城下町

江戸時代に入って、最初に成羽に入封した山崎氏は成羽城主としてこの地域を支配した。成羽は江戸時代初期には確かに城地であった。しかし、水谷氏が構想した城下町を完成させた山崎氏は、陣屋を大名居所としていた。こうした経緯から、成羽城は、水谷氏が備中松山に移封された1642年あるいはそれ以降に、廃城になっていたと考えられる。廃城となつた成羽城の実態は、城郭とはいっても、旧三村氏居館跡地を再利用したものにすぎず、成羽図に描かれたような近世的な城郭とはほど遠いものであったと思われる。実際、成羽図に描かれた城郭や城下町の存在を確認できる証拠は、これまでなに一つ見つかっていない。さらに、交替寄合衆山崎氏の時代に古町の北

に設置されていた藩主別邸の御茶屋²⁷⁾も、三村氏居館跡を利用したものである。こうしたことから、成羽図に描かれた城郭・城下町を、1617年入封山崎3万石の城郭・城下町とみることはできず、成羽図の城郭・城下町の実在は大変疑わしいものとなる。

それでは、成羽図に描かれた城郭や城下町をどのように理解すべきであろうか。成羽図では、簡略な城下町の描写に比べ、城郭は詳細な描写が行われていることから、主な描写対象が城郭であったことは、明らかである。しかし、既に述べたように、その城郭は山崎氏3万石時代の成羽城ではなく、また成羽川南岸の陣屋でもない。ただ一つ考えられることは、山崎3万石時代の城郭・城下町構想図であるということである。江戸時代初期の山崎氏時代の城郭構想図を、その山崎氏が天草へ移封され、廃城になった成羽城の図と同じで編纂者が「古城之図」に採録した、あるいは成羽図を、建設されることはなかったものの、実際に計画された山崎時代の城郭・城下町構想図と知りつつ採録した、というのは大きいにありうることであろう。今となっては確認するすべはないが、このように理解することが妥当のように思われる。

成羽図（第2図）に描かれた城郭の規模を、城郭部分に記載された石垣の長さを手がかりに概算すると、一辺の最大の長さで約390m×約300m、面積にして約11万m²²⁸⁾になる。2重の堀が囲繞する3重の輪郭式縄張をもち、外堀は城郭の背後で「フケ」（不毛か）につながっている。フケは大きく曲がる波状の形をなし、外堀の一方とは石垣で仕切られ、他方では外堀と直接つながっている。外堀とつながるこのフケは、山地・丘陵ではなく、

河川であると考える方がよからう。こうした水を利用した防御施設のほか、成羽城は枠形・虎口・角馬出などを備えて城郭とよぶにふさわしい施設を整えている。また、侍屋敷地区は外堀を取り囲み、その外側に町屋地区が配置されという、近世城下町に典型的にみられる同心円的な構造を呈している。

町屋地区を通る街路は成羽図の右側の入り口から城下町に入り、屈曲を重ねて、町域外につながっていく。町屋地区の中には、「此内町屋」と「町屋モアリ」という2つの注記がある（第2図）。とくに、「町屋モアリ」という注記は、そこが土庶混住地域であることを示している。しかし、計画段階から土庶の混住状態が計画されていたとは考えにくく、計画の作成時点で既に城下町域の中に町屋が存在していたと思われる。「古城之図」に採録された図の精度は精粗様々であるが²⁹⁾、成羽図についていえば、この注記によって成羽図の城下町構想が既存の町屋の分布も考慮に入れていたという点で、現実的な構想図であったといえよう。また、成羽図を廃城になった成羽城の城郭図として「古城之図」の編纂者が採録したものであれば、成羽図は先述①～③の図のうち②に当たることになるが、実際には構想図でしかなく、その点では異色の城郭図だといえよう。

III. 成羽城下町建設計画と古町

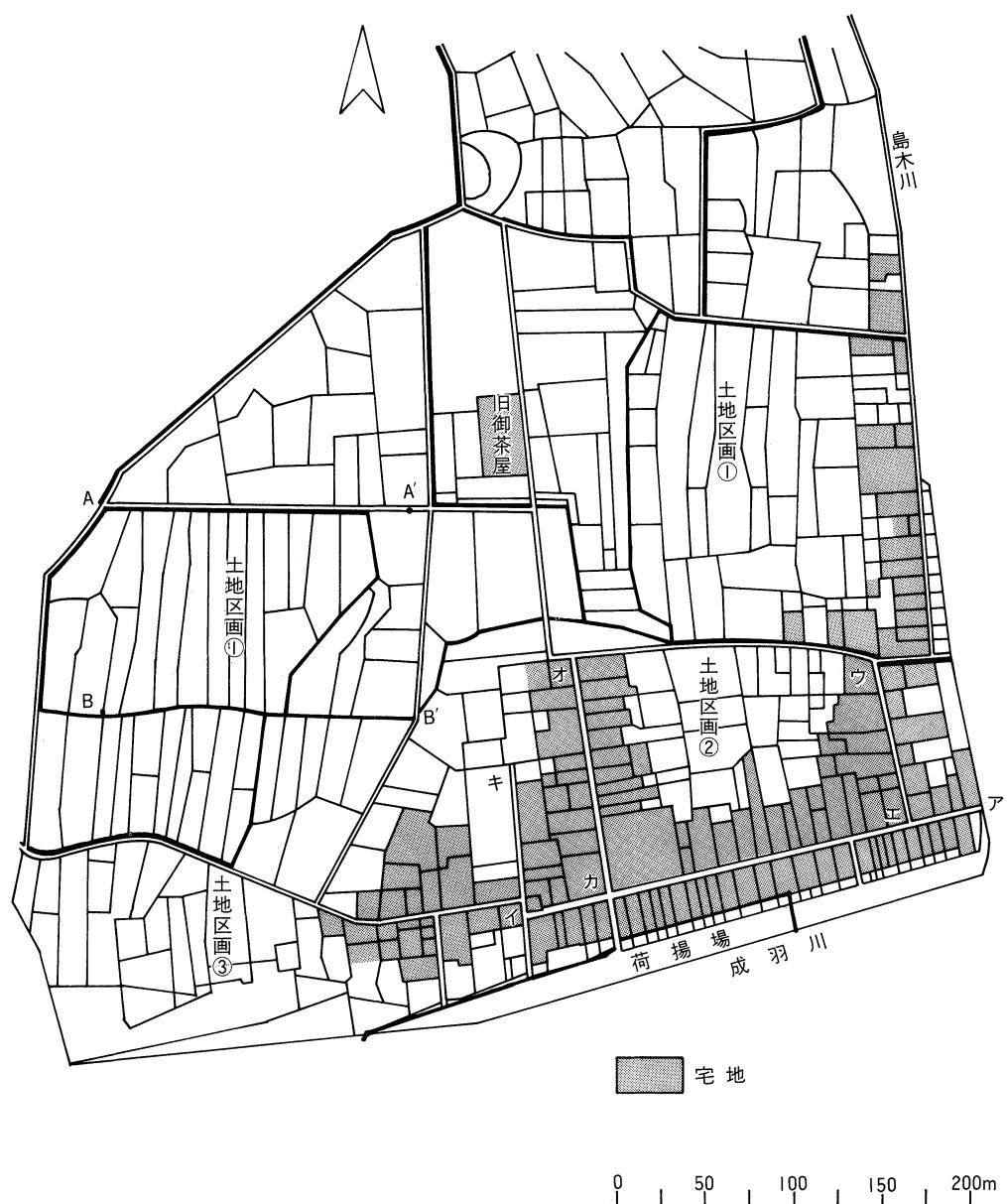
(1) 成羽城下町の位置

構想図とはいって、成羽図が計画域内に存在していた町屋の分布を考慮するなど、江戸時代初期における成羽川北岸地域の地理的状況にあわせて作成されたという前提に立てば、

城郭・城下町の建設予定地を厳密に確定することは困難であっても、その概略は推定できよう。成羽図の中には、その推定作業の手がかりとなる点が幾つかある。第1に河川と推測されるフケの大きな湾曲、第2に城下町街路と成羽川北岸地域の陸上交通路との関係、第3に城郭部の大手門と他の城門の間の距離である（第2図）。

成羽川の北岸で、外堀の機能を果たすことができる河川は、成羽川と島木川である（第1図）。島木川を背にして計画されたとすれば、島木川の上流で外堀と河川が遮断され、堀への導水の点で難点が出てくる。フケの規模と外堀への導水が可能なことの2点から、フケは成羽川を指すと考えるべきである。成羽川を背にして城郭の位置を想定すると、城下町内の主要街路は城下町東側から入り、北に抜けることになる。それは、東の備中松山方面から入り、北の吹屋方面に抜ける当時の陸上交通ルートを反映したものにもなる。

現在の成羽川は直線化していて、成羽図の河川とは形状が大きく異なっている。そこで、地籍図（第3図）をみると、一見して3つの異なる土地区画が読みとれる。その第1は、古町市街地の北部に広く分布し、若干の傾きをもちながら、字「御茶屋」の四周を画する線と、それにはほぼ平行に走る各線がつくる区画である（区画①）。第2は、現在の古町市街地に分布し、北北西に約10°前後の傾きをもつ南北線と、これと交わる東西線とがつくる区画である（区画②）。第3は、大きく波状に曲折する成羽川河岸近くの区画で（区画③）、成羽図の城郭・城下町の位置を検討する上で手がかりとなっているフケの形状に類似している点が注目される。成羽図のフケに



第3図 成羽川北岸地域の土地区画と明治10年代の宅地分布
(成羽町役場資料および「成羽町大字成羽字古町之図」より作成)

は二つの屈曲部が描かれているが、右（東）の屈曲部では北西部の丘陵にかかって直線的に大手道をのばすことが困難になる（第1図）。したがって、区画③が成羽図のフケの

形状を残したものであれば、図中左（西）の屈曲部の跡ということになる。一方、成羽図の城郭が成羽川を背に計画されたとすると、大手門は北に位置し、その大手門と西城門間

は南北の直線距離にして66~67間分（約120m）、同じく大手門と東城門は110~111間分（約200 m）離れている。地籍図中の道路 A-A' と水路 B-B' の南北直線距離も約120 m で、大手門 - 西城門の南北距離と一致する。そこで、区画③を成羽図のフケの湾曲部とし、A-A'、B-B' 上に大手門と西城門が位置するように成羽図と平面図を重ね合わせたものが、第4図である。これによれば、大手門前の東西街路、西城門に至る東西街路だけでなく、東城門と古町市街地を走る東西道路がつながり、北東部の町屋地区を走る道路の一部が現在の道路と一部が重なってくる。これは、成羽図が江戸時代初期における成羽川北岸地域の状況にあわせて作成されたという前提に反しない結果であるといえよう。

以上の結果は、わずかな手がかりから行った仮説にすぎない。しかし、町屋が存在していた可能性もある城郭の北東部（島木川沿岸）から北部にかけての一角を除けば、山崎氏によって城下町建設が計画された江戸時代初期の時点では、現在の古町の前身となるような既存集落が存在していなかった可能性があることは、十分に指摘できよう。それは、計画された城郭部分の中に、古町市街地の多くが含まれるというだけではない。江戸時代初期の山崎氏による城下町計画は、大手道など幾本かの街路の方向性が先述の区画①とほぼ一致し、三村氏時代の土地区画を踏襲したと考えられるのに対して、古町はそれと全く異なる区画②になっているからである。

(2) 古町の土地区画

中世から近世にかけての町割・屋敷割の変容について、近年になって幾つかの成果が公にされた。伊藤裕久は、中世以来の既存町場

であり、1661~1672年（寛文年間）に近世的市町へ再編された会津高田を例に、「切目」（遠見遮断）を境に、中世的町割・屋敷割と近世的町割・屋敷割が連続する町割・屋敷割の復原を行い、中世市町からの系譜をもつ有力商人の屋敷地割が、近世のそれと比較して、表間口・奥行とも大きく、地区的に偏在していたこと、中世の会津高田では道をはさんで片側づつが集住の単位になっていたことなどを指摘した³⁰⁾。また、玉井哲雄は、町屋地区によく見られる短冊型地割の中世から近世にかけての移行過程を追い、近世城下町では奥行が20間程度に収斂し、町割でも中世では両側町による規模のそろった計画的町割に移行すると述べた³¹⁾。しかし、成羽における古町には、「町」と認識されていたとはいえ、計画的な町割が実施された確証がない。そこで、町割にかわるものとして、街路を手がかりに古町の土地区画を取り上げ、屋敷割とあわせて、その特色を検討し、成羽川南岸の交替寄合衆山崎氏の城下町との構造的な関係を考察していくことにしたい。

古町の骨格をかたちづくる街路は、東西南北に走るア-イと、これに交わる3本の南北街路である（第3図）。ア-イ街路は、成羽川とではなく、新城下町の新町街路に対して平行である（第1図）。一方、ア-イと交わる3本の南北街路は、ウ-エが島木川と平行で、西へ15°の傾きがあり、またオーカは西へ10°、イ-キは西へ5°の傾きがあって、それぞれに走向が異なっている。このうち、街路ウ-エは、新城下町の総門にほぼ向きあう位置にあるが、新城下町とそれ以上の関連は認められず、イ-キ街路と新城下町との関

連は全くない。これに対して、オーカ街路は陣屋西辺の延長上に位置し、西に10°の傾きをもつ新城下町の本町南北街路と同じ走向をしている。オーカ街路が、別邸であった御茶屋に通じていたことを考えれば、計画的に敷設された街路であった可能性もある。

また、アーア間の距離は270 mで、アーエ間が45 m、エーカ間が180 m、イーカ間が45 mになっている。また、ウーエ街路は直線距離にして92 m、オーカが135 m、そしてイーキは85 mである。エーカ間に街路はないが、その中間地点にわずかに弧をつくりながら南北に連なる区画線があり、エ点およびカ点からそれぞれ45 mの地点にも、若干の出入りがあるものの、南北に連なる区画線の存在が認められる（第3図）。このように、古町は、45 m間隔の南北線がつくる区画が際だっている。この45 mを単位とした区画は、成羽図にも認められる。成羽図ではa-b、b-cがともに90 m、d-eが45 m（第4図）など、45 mを単位に街路網がつくられている。もちろん、古町の街路と成羽図の街路とでは走向が異なっていることから、それぞれ別個に計画されたものであろう。しかし、45 m単位の区画は南岸の城下町には全くみられない。したがって、45 m単位の区画の起源は、今のところ不明である。

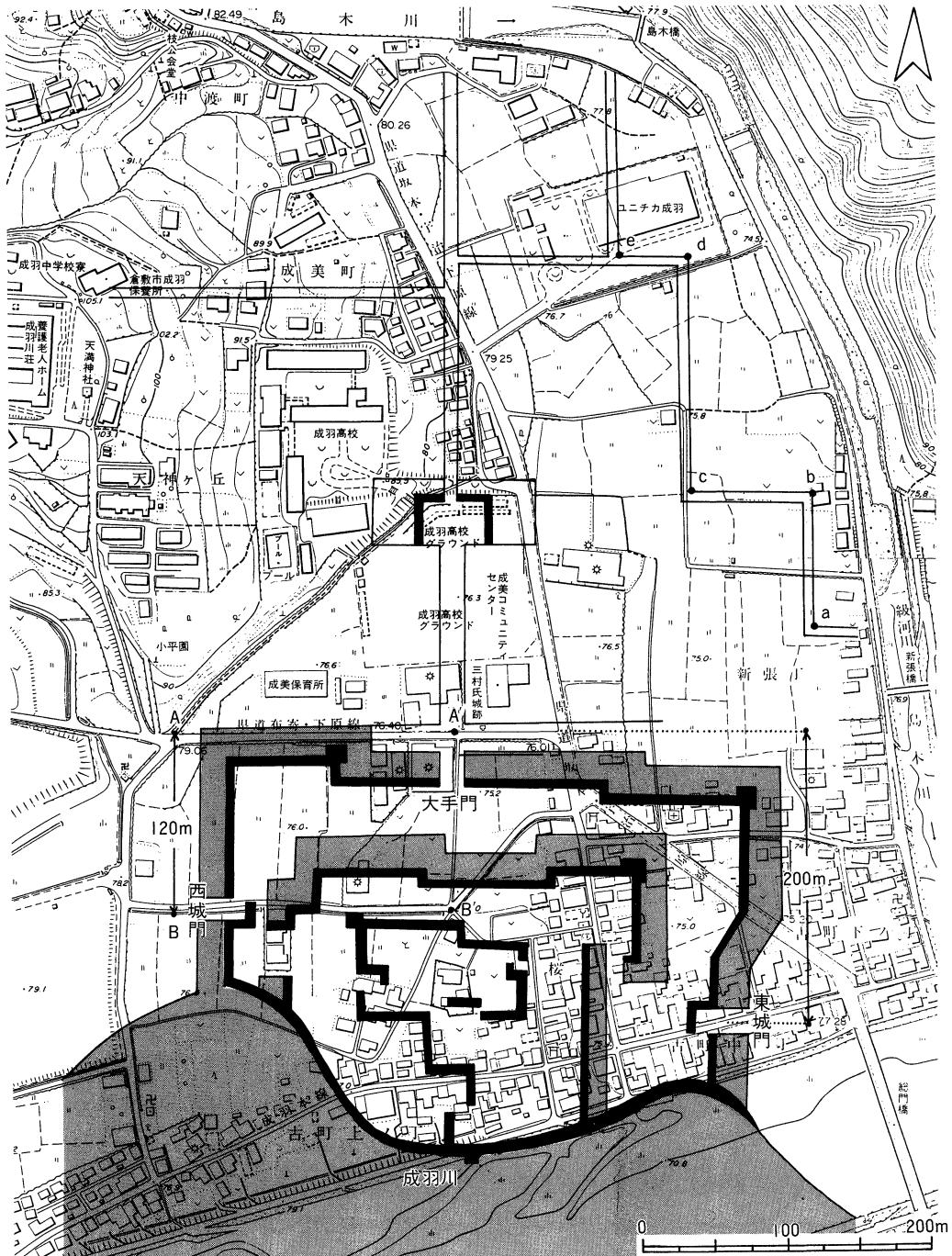
第3図の地籍図を通して屋敷割をみると³²⁾、アーア街路を境にして、南北で異なる特色をもっている。アーア街路の北側の区画は、屋敷地の奥行が不統一で、全体的に表間口が大きく、オーカ街路に沿って屋敷地面積に大きな格差があるなど、伊藤のいう中世的特色が残されている。

これに対して、アーア街路の南側にある、

成羽川に沿った区画は奥行が統一された、表間口の小さい短冊状の区画である。この短冊状の区画のは奥行は約20 mで、新城下町と同様に1間=6尺5寸で換算すると、約10間である。この奥行10間という規模は、新町南街区の平均的な奥行と一致している³³⁾。当街路が新町街路と平行に設置されていたことを考えあわせると、アーア街路の南側に連なる短冊状の屋敷割は、成羽川南岸の新城下町建設に関連してつくられたものと考えられる。

一方、アーア街路以北の街区の形成時期についていえば、成羽川北岸に河港があったこと、街区の奥行が不統一で、表間口規模に格差があることなど、前近世的な土地区画の特色を残していることなどから、新城下町の建設が始まる1658年以前に一定の街区を形成していたことは十分に考えられる。近世の両側町は街路を中心に対向する街区で構成され、各街区は背割線で奥行まで計画的に形成されるのが一般的で、一方の街区を奥行まで計画しながら、他方の街区を計画なしに放置しておくとは考えにくい。こうした点からも、アーア街路をはさんだ南北の街区は形成時期を異にしていたと考える方が適当であろう。

成羽図にみられる城下町計画が作成された江戸初期の時点では、北街区の前身となる集落の存在は考えにくいことを既に指摘したが、城下町の建設が計画されている中での街区の形成も考えにくい。アーア街路の北街区が成羽図の町屋地区と全く異なった位置にあることを考慮すれば、アーア街路の北街区が本格的に形成されるのは山崎氏が天草へ移封され城下町計画が放棄された1638年以降のことであったと考えなければならない。史料に乏しい現時点では、アーア街路の北街区の形成時



第4図 江戸時代初期の成羽における城下町計画の予定地域
 (浅野文庫蔵「諸国古城之図」成羽図より作成)

期を1638年以前にさかのぼらせる証拠はなく、これ以上の検討は困難である。

以上の検討結果から、古町の形成過程をまとめると以下のようになる。成羽川北岸地域の城下町計画が放棄された1638年以降に、河港が立地する成羽川北岸に、前近世的な土地区画をもつ河港集落の形成が進んだ。1658年に交替寄合衆山崎氏が入封し、成羽川南岸に新城下町の建設を計画したが、その一環として北岸の河港と河港集落の整備・拡張が図られた。それは直線的なアーヴィング街路と街路南側に近世的な区画をもつ新街区を建設し、アーヴィング街路の北に位置する既存集落を街路に合わせて一部を改造し、古町をアーヴィング街区を軸に両側町に再編したのである。

IV. おわりに

本稿では、浅野文庫蔵「諸国古城之図」収載の成羽図が、これまで指摘されてきたように成羽川南岸の小城下町を描いたものではなく、成羽川北岸の江戸時代初期の城下町計画を示した図であったことを明らかにし、城下町計画の予定地の推定と、成羽川北岸地域の土地区画、古町の屋敷割の特色について検討してきた。以下では、その結果を古町の形成時期に關わる範囲でまとめておく。

- ① 成羽川北岸地域の旧三村氏居館を中心とする区画と古町市街地の区画とは、方向性が異なっていた。
- ② 成羽図の成羽城下町は、旧三村氏居館周辺の既存の土地区画を踏襲して計画されたもので、古町の区画と直接的な関係は認められない。
- ③ 成羽図の城下町計画では、町屋地区は、

城下町域の東部から北東部にかけて、既存の町屋を組み込むように計画されたと思われる。

- ④ 古町の3本の南北街路はそれぞれに走向が異なり、そのうち成羽藩主別邸（御茶屋）に通じる街路だけは、南岸に建設された新城下町の陣屋西辺と関係づけられる。
- ⑤ 古町のアーヴィング街路は陣屋北面と新町街路に平行で、その南街区は新町南街区と同規模の近世的な屋敷割が行われていた。
- ⑥ アーヴィング街路以北の地区的屋敷割は、表間口の格差が大きく、奥行が統一されていないなど、前近世的な特色を残す土地区画になっていた。

別稿において、古町が「町」と認識され、舟運を中心とした機能的関連性だけでなく、古町に向けられた総門の存在から、構造的にも関連している可能性があることを指摘したが³⁴⁾、古町を東西に走るアーヴィング街路と御茶屋に至る南北のオーカ街路にみられた新城下町との構造的な関連性は、交替寄合衆山崎氏による古町を含めた新城下町計画が当初からあったことを示すものであろう。アーヴィング街路南側の街区は、成羽川沿岸が古町側の荷揚場になっており、成羽川舟運の拠点として整備されたものと思われる。舟運を中心とする活発な経済活動の拠点として、新町と関連づけられて計画されたこの街区の存在が、藩が古町を「町」と認識した理由であったと考えられる。そして、一部に変更が加えられたものの、アーヴィング街路にそって形成された街区が成羽川南岸の新城下町の新町に対して古町と呼ばれたのは、1658年以前に形成されていた街区を基本的に受け継ついでいたためであったと考えられる。

アーヴィング街路の南街区にみられるこうした特

色は、当初この街区が行政的に町屋地区の一部として計画された可能性について、検討する必要性を感じさせる。しかし、古町の一部が行政的に町屋地区に含まれていたかどうかについての判断は、現状では困難である。今後の研究課題の一つである。

注

- 1) 矢野司郎「陣屋町の形態と構造について—近江高島郡大溝陣屋の場合—」、歴史地理学紀要31、1991、153~168頁。
八杉 淳「大溝城下の地域構造とその特質」、歴史地理学紀要31、1991、169~188頁。
土平 博「大和田原本陣屋町の地域構造」、歴史地理学155号、1991、1~21頁。
土平 博「大和松山藩織田氏の廃絶とともにもう居館・侍屋敷地区の耕地化」、歴史地理学171号、1994、19~33頁。
- 2) 渡邊秀一「小城下町研究の問題点と可能性」、立命館地理学9、1997、55~66頁。
- 3) 渡邊秀一「山間小城下町の地域構造—備中國川上郡成羽の場合—」、歴史地理学189号、1998、23~41頁。
- 4) 成羽町史編集委員会編 (a)『成羽町史 通史編』、成羽町、1996、165頁。
成羽町史編集委員会編 (b)『成羽町史 民俗編』、成羽町、1991、692頁。
- 5) 前掲4) (a)、99~103頁。前掲4) (b)、692頁。
成羽町文化財専門委員会編『成羽町の文化財』、成羽町教育委員会、1985、21頁。
- 6) 例えは、武藤 直「歴史地理学における封建都市研究」(豊田 武・原田伴彦・矢守一彦編『講座日本の封建都市 第一巻総説編』、1982、文一総合出版、所収) 358~361頁。
ここで武藤は、川越城下町が「十ヵ町」と「四門前」の町分と郷分町からなり、行政組織としての町と景観・機能の上での町に不一致があることを指摘している。
- 7) 「町村方御定書 成羽村等八ヵ村覚書」元文六年七月条(岡山県地方史研究連絡協議会編『岡山県地方史資料叢書3 備中成羽藩史料』、岡山県地方史研究連絡協議会、1966、所収)。
- 8) 矢守一彦編『浅野文庫藏諸国古城之図』、新人物往来社、1981、184頁。
- 9) 矢守一彦「浅野文庫藏「諸国古城之図」について」(矢守一彦編『浅野文庫藏諸国古城之図』、新人物往来社、所収)、1981、252頁。
- 10) 出宮徳尚「諸国古城之図図版解説 備中国成羽」(矢守一彦編『浅野文庫藏諸国古城之図』、新人物往来社、所収)、1981、233頁。
- 11) 前掲9)、252頁。
- 12) 前掲9)、250頁。
- 13) 前掲9)、251頁。
- 14) 成羽町文化財専門委員会編『成羽町の文化財』、成羽町教育委員会、1985、22頁。
- 15) 前掲9)、249頁。
- 16) 前掲9)、250~251頁。
- 17) 前掲8)、163頁。
- 18) 前掲9)、251頁。
- 19) 鹿沼・高須の他にも、城郭・城下町図と思われるものはある。例えば蓮池がそれである。しかし、蓮池図は、蓮池の城郭を描いたものか疑問視されている(前掲9)、254頁)。
- 20) 前掲8)、169頁。
- 21) 前掲8)、151頁。
- 22) 青木伸好『地域の概念』、大明堂、1985、124~135頁。
- 23) 綾部市史編さん委員会編『綾部市史 上巻』、綾部市役所、1976、298~303頁。
- 24) 綾部図も、蓮池図と同様に、綾部を描いたものかどうか疑われている(前掲9)、254頁)。しかし、綾部の大河と城下町の移動という事実に変わりはなく、綾部図を上野の城下町とみることはできない。
- 25) 矢守一彦『幕藩制社会の地域構造』、大明堂、1970、245~258頁。
矢守一彦「近世日本の地域構造と中心集落」、地理16-1、1971、84~89頁。
- 矢守一彦『城下町研究ノート』、学生社、1972、92~96頁。
- 26) 安中・黒羽根(黒羽)・久居の3例は「古城之図」に収載された理由を未だに見いだせていない。また、山崎については図版の内容に再検討の余地があり、ここでは割愛した。
- 27) 藩営の御茶屋の造営目的には大名自身の使用と賓客接待用とがあり、前者の用途には、旅行・参勤交替の際の利用、遊楽、隠居所の3通りがあるという(中島義一「御殿と御茶屋」、季刊地域11、1982、75頁)。
成羽の御茶屋は遊楽が主目的になっている。
- 28) 1間=1.8 mで換算した。
- 29) 前掲9)、254~255頁。
- 30) 伊藤裕久「近世市町の空間構成—会津盆地の在方市町を素材として—」、年報都市史研究1、1993、60~82頁。
- 31) 玉井哲雄「町割・屋敷割・町家—近世都市空間成立過程に関する一考察—」、年報都市史研究2、1994、68~85頁。
- 32) 成羽町役場には明治年間の地籍図・土地台帳

は残されておらず、図3は成羽文化センター蔵「成羽町大字成羽字古町之図」に基づいている。同図は、古町に1886（明治19）年に移転した黒住教成羽教会所と1890（明治23）年に成美小から改称した成羽尋常小学校が記載されており、明治中期の宅地分布を示したものであろう。な

お、同図は宅地以外の土地利用を記載していない。

33) 「寛政元年 町図（写）」（井上圭介氏蔵）によれば、新町南街区の奥行は8～15間で、10間前後を中心に区画されている。

34) 前掲3)。